

山梨高校 いじめ防止基本方針について

1. はじめに

平成25年9月に制定されたいじめ防止対策推進法をもとに、山梨県下の高校でも各校でいじめ防止基本方針を定めることになりました。この基本方針をもとに各学校はいじめを未然に防ぎ、生徒一人一人が安全・安心に学校生活を送れるよう取り組むこととなります。保護者の皆様もその趣旨をよく理解いただき、ご家庭での子供たちへの指導をよろしくお願い申し上げます。

2. 基本的考え方

いじめは、人として決して許されない行為であるという基本的姿勢をもとにします。また、いじめほどの生徒にも、どの学校にも起こりえることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいきたいと考えています。

3. 学校での体制

いじめ問題への取り組みに当たっては、学校長のリーダーシップをもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校で組織的な取り組みを行います。取り組みの内容としては、早期発見・早期対応はもちろん、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的な」取り組みを展開します。そのために「いじめ対策委員会」や「拡大いじめ対策委員会」を設け取り組むこととなります。

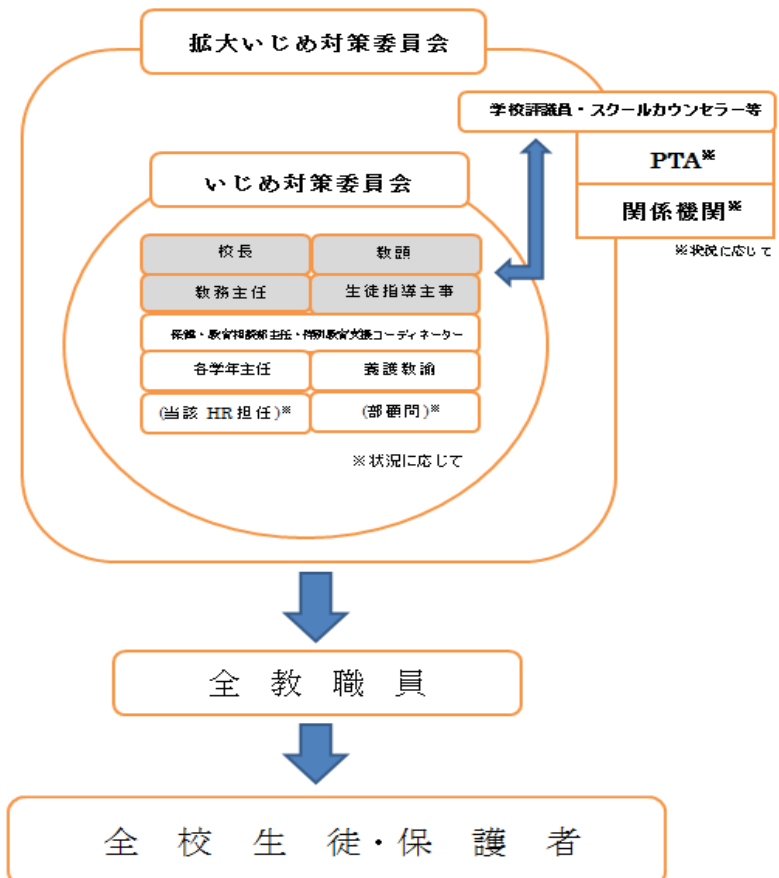
【いじめ防止のための学校の体制】

○ いじめ対策委員会の実施

年3回実施する「いじめアンケート調査」の後、その結果を踏まえていじめ問題への対応について検証します。

○ 拡大いじめ委員会の実施

構成員を校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学校評議員とし、状況に応じて必要な人員を加え柔軟に対応する。学校評議員会にあわせて開催し、いじめ問題を含め、生徒の生活への対応について意見・助言を求めます。



4. いじめ防止指導計画

右表に示すような事業計画により、いじめに対する年間行事を執り行っています。

事業計画	
4月	年間計画の確認、調査書・個人調査票（中学より）等による生徒状況の把握、教育相談窓口等の生徒、保護者への周知 HRづくり・学年作り・個人面談等 入学式(1年生保護者)・PTA総会(2・3年生保護者)での「いじめ防止基本方針」の趣旨説明
5月	いじめ対策に関わる取り組み（講演会・全校生徒）
6月	第1回「いじめアンケート調査」実施 第1回いじめ対策委員会開催 第1回拡大いじめ対策委員会開催
7月	いじめ対策に関わる取り組み（講演会・職員）
8月	
9月	いじめ対策に関わる取り組み（職員）
10月	いじめ対策に関わる取り組み（HRにて）
11月	第2回「いじめアンケート調査」実施 第2回いじめ対策委員会開催 第2回拡大いじめ対策委員会開催
12月	
1月	
2月	第3回「いじめアンケート調査」実施 第3回いじめ対策委員会開催 第3回拡大いじめ対策委員会開催
3月	

※ 三者懇談・二者懇談の際には、必ず生活の様子を確認し、いじめの早期発見に努める。

5. いじめの態様

○ いじめは大人の見えないところで行われます。

- ・無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態。

- ・遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲のよい仲間の 一員のような形態、部活の練習のふりをして行われる形態がある。

○ いじめられている本人からの訴えは少ない傾向です。

- ・いじめられる生徒には ① 親に心配をかけたくない ② いじめられる自分はだめな人間だ ③ 訴えても大人は信用できない ④ 訴えたらその仕返しが怖い といった心理が働きます。

○ ネット上のいじめは最も見えにくいです。

- ・ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えません。家庭で「メール着信があっても出ようとならない」、「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があればいじめにあっている可能性があります。

【 いじめ対応の基本的流れ 】

6. 早期対応

○ 保護者がいじめに気がついたときには、即座に学校への連絡をお願いします。些細なことでもすぐに連絡して下さい。

担任、学年、学校全体で保護者と共に指導をしたいと考えています。また、再発を防止するためにも実践計画を立て、継続的に対応していきたいと考えております。

